

## 平成29年度 定期監査等の結果（指摘事項）に基づく措置状況等の報告

- |          |             |
|----------|-------------|
| 1 監査の種類  | 定期監査及び行政監査  |
| 2 監査対象   | 選挙管理委員会事務局  |
| 3 監査実施期間 | 平成29年 8月 8日 |
| 4 監査結果報告 | 平成29年11月30日 |

### 監査の結果（指摘事項）

### 措置（具体的内容）・対応状況

#### 【選挙管理委員会事務局】

<p>(1) 支出事務について 通常払で支出した報償費及び報酬において、支出命令書に前金払と誤って記載していた事例が見受けられた。不備のない適切な事務処理を行うこと。</p>	<p>【措置済】 平成29年 9月 1日 通常払と記載すべきところを前金払と誤って記載をした支出命令書については、会計事務書類補整要領に基づき補整処理を行った。 今後の対応として、適正な支払方法を選択し支出命令書に正確に記載することを改めて担当者に対し意識づけした。あわせて、承認者及び決裁権者は、回議の段階において、支出命令書の内容を十分にチェックすることを徹底した。</p>
---	---

### 平成29年度 定期監査等の結果（意見）に基づく措置状況等の報告

- |          |             |
|----------|-------------|
| 1 監査の種類  | 定期監査及び行政監査  |
| 2 監査対象   | 選挙管理委員会事務局  |
| 3 監査実施期間 | 平成29年 8月 8日 |
| 4 監査結果報告 | 平成29年11月30日 |

#### 監査の結果（意見）

#### 措置（具体的内容）・対応状況

##### 【選挙管理委員会事務局】

<p>(1) 労務管理の徹底と時間外勤務の縮減について 時間外勤務が長期にわたって恒常化しており、時間外勤務が年間360時間を超える職員が多く見受けられた。これまでの監査でも改善を求めているが、改善がなされていないと言わざるを得ない。所属長は日常業務の改革を基軸に、部下のより快適で文化的な生活の確保と、効率化推進によるコスト意識を常に強く持ち、強いリーダーシップで、早期に抜本的改善を講じること。</p>	
---	--

<p>ア 所属長は、職員の時間外勤務の実態やその原因を「自らの目で実査」して、不要や重複した業務の抽出、職員配置や業務分担の再確認等を行い、業務の集中と選択、配分バランスの改善等による時間外勤務の抜本的縮減を図ること。【改善事項】</p>	<p>【 継続努力 】 平成30年 5月30日</p> <p>平成29年度の年間時間外勤務時間は、一人平均613時間であった。このうち、平成29年10月22日執行の衆議院議員総選挙の準備をした9月と10月の2か月間で、一人平均328時間となった。</p> <p>選挙事務は短期間に大量の事務を処理しなければならないという性格上、大幅な縮減は困難であり、また、選挙執行の有無により年間の時間外勤務に大きな差がでることとなる。</p> <p>しかしながら、長時間にわたる時間外勤務は公務の能率及び職員の健康管理の面から望ましいものではないと認識をしており、併任職員である総務課職員との事務分担の適正化を図るなどして、業務の配分バランスの改善等による時間外勤務の縮減に努める。</p>
	<p>【 継続努力 】 平成30年11月30日</p> <p>定期的ミーティングを行い、分担業務の進捗状況や今後の業務の確認を行うことにより、計画的な業務の遂行に努めた。平成30年4月から11月までの時間外勤務平均は月28時間であった。</p> <p>平成31年4月には統一地方選挙が予定されており、12月以降については時間外勤務の増加が見込まれる。</p> <p>長時間にわたる時間外勤務は公務の能率及び職員の健康管理の面から望ましいものではないと認識をしており、今後についても継続して定期ミーティングを行い、併任職員である総務課職員との事務分担の適正化を図るなどして、業務の配分バランスの改善等による時間外勤務の縮減に努める。</p>
<p>イ 所属長は、職員の「心体両面からのケア」をよりきめ細かに見直し、その過程から把握した職員配置や業務内容の改善による時間外勤務の縮減の取組みを強化すること。併せて、先進都市四日市の職員として、「他都市に先んじた文化的生活」の拡充を図るべく、ノー残業デーの実施の増進や余暇活動の促進など、職場改善を再徹底すること。【改善事項】</p>	<p>【 継続努力 】 平成30年 5月30日</p> <p>定期的ミーティングを行うことにより「心体両面からのケア」に努めることとする。</p> <p>また、平成30年度については年度当初にチャレンジ休暇やアニバーサリー休暇の取得計画をすることにより余暇活動の促進を行い、職場改善に努めることとした。</p>
	<p>【 継続努力 】 平成30年11月30日</p> <p>定期的なミーティングの中で「心体両面からのケア」に努めた。今後も同様のミーティングを継続していく。</p> <p>また、朝礼や終業時の所属長からの声掛けや、職場内の声掛けにより、引き続きノー残業デーの実施の増進を促す。</p>

<p>ウ 厚生労働省の定めている過労死の労災認定基準(*)を上回る勤務状況が見受けられるため、早急にこれを解消すること。【改善事項】 * 過労死の労災認定基準：発症前1か月間に概ね100時間又は発症前2か月間ないし6か月間にわたって、1か月あたり概ね80時間を超える時間外労働を過重業務の評価の目安としている。</p>	<p>【 継続努力 】 平成30年 5月30日 平成29年度の勤務状況について、衆議院議員総選挙の執行準備をした9月と10月は労災認定基準を上回った（9月：一人平均103時間、10月：一人平均226時間）が、それ以外の月では労災認定基準を上回らなかった（一人月平均26時間）。 選挙事務は短期間に大量の事務を処理しなければならないという性格上、大幅な縮減は困難な状況であるが、長時間にわたる時間外勤務は公務の能率及び職員の健康管理の面から望ましいものではないと認識しており、併任職員である総務課職員との事務分担の適正化を図るなどして、時間外勤務の縮減に努めたい。</p>
	<p>【 継続努力 】 平成30年11月30日 平成30年4月から11月については、大きな選挙の執行がなく、厚生労働省の定めている過労死の労災認定基準を上回る勤務状況とはならなかった。（4～11月時間外勤務平均：28時間） 平成31年4月には統一地方選挙の執行が予定されているが、選挙事務は短期間に大量の事務を処理しなければならないという性格上、12月以降については時間外勤務の増加が見込まれる。 長時間にわたる時間外勤務は公務の能率及び職員の健康管理の面から望ましいものではないと認識をしており、今後についても継続してミーティングを行い、併任職員である総務課職員との事務分担の適正化を図るなどして、業務の配分バランスの改善等による時間外勤務の縮減に努める。</p>
<p>エ 選挙事務は短期間に大量の事務を処理しなければならない。専任職員に事務が偏らないよう併任職員である総務課職員との事務分担の適正化を図り、時間外勤務の縮減につなげること。【改善事項】</p>	<p>【 継続努力 】 平成30年 5月30日 平成29年10月22日執行の衆議院議員総選挙の準備にあたり、総務課職員とミーティングを行い、選管職員が今まで事務処理をしていたポスター掲示場の関係機関への届出を総務課職員が行うなど、事務分担の適正化を図った。 平成31年に執行予定である統一地方選挙と参議院議員通常選挙の準備に向けても、総務課職員とミーティングを行い、時間外勤務の縮減に努めたい。</p>
	<p>【 継続努力 】 平成30年11月30日 平成31年4月執行予定の統一地方選挙に向けて、8月に総務課とミーティングをし、各職員が受け持つ担当業務の確認を行い、事務分担の適正化を図った。 選挙事務は短期間に大量の事務処理をしなければならないため、少しでも業務が集中しないよう、可能な事務は前倒しで行うよう努めてきた。しかし、選挙日程が決まった12月以降は時間外勤務の増加が見込まれることから、今後も総務課とミーティングをし、より適正な事務分担を図り、時間外勤務の縮減につなげたい。</p>

<p>(2) 任務目的について 業務棚卸表において「有権者の政治意識の醸成」を選挙管理委員会の任務目的として設定し、様々な事業に取り組んでいる。「政治意識」は、子どもたちから教育・啓発を繰り返し行うことにより身に付くものであると言える。したがって、「有権者」だけではなく、子どもを含む「全ての市民」の政治意識の醸成を任務目的とすることがふさわしいと考えられるため、見直しを検討すること。【要望事項】</p>	<p>【措置済】 平成30年 4月 1日 これまで、有権者の年齢要件に達していない子どもを対象とした啓発として、選挙関係のポスターコンクールの募集や、小中学校への投票箱の貸出を実施してきた。 これからも、子どもを含む全ての市民に向けた啓発活動に取り組んでいきたいと考えており、任務目的は「市民の政治意識の醸成」とする。</p>
<p>(3) 内部事務管理について 事務処理の基本的な部分で、指摘事項が見受けられた。所属長は、「定められたルールに基づいた事務執行」や「上位職による牽制やサポート」の重要性を職員に意識づけし、日常的に確認すべき事項の定型化による業務精度の向上、上位職によるダブルチェックを行うなど、内部事務管理の改善を図るとともに、組織としてのマネジメントを徹底し、「失敗者を出さない組織づくり」を再構築すること。【改善事項】</p>	<p>【措置済】 平成30年 4月 1日 年度当初に、ミーティングを行い「定められたルールに基づいた事務執行」の重要性を職員に意識づけをした。 また、「会計事務の手引き」等のマニュアルを活用することにより業務精度の向上を図り、内部事務管理の改善を行った。</p>
<p>(4) 選挙啓発について ア 業務棚卸表において、組織の任務目的を達成するために必要な手段として、選挙時以外の常時選挙啓発を挙げ、その啓発回数を指標としている。しかし、この指標では啓発の効果の有無にかかわらず回数が多寡により成果を評価することになってしまい適切ではないと考える。指標には選挙における投票率の具体的な数値を掲げ、それを達成するためにどのような啓発が必要かを考えるべきであり、そのために必要な予算を確保し、事業を遂行していくこと。【改善事項】</p>	<p>【継続努力】 平成30年 5月30日 投票率は、「天候」や「メディアによる情報発信」などに影響を受けると言われており、業務の評価指標として適正な投票率の具体的な数値を設定することは非常に難しいと考えられる。 しかしながら、啓発の効果などは十分に検証しなければならないと認識しており、四日市選挙活動学生会「ツナガリ」や「明るい選挙推進協議会」と連携し、効果的な啓発活動の遂行に努めるとともに、目標とする指標としてどのようなものが相応しいか検討していく。</p> <p>【継続努力】 平成30年11月30日 平成30年度は、高等学校・特別支援学校の4校で出前授業を行うほか、高校生向けパンフレットを作成し、四日市市内の高等学校・特別支援学校の3年生に配布する。また、平成31年4月の統一地方選挙に向けて各地区行事での選挙啓発活動も継続実施している。 指標については、引き続き検討していく。</p>

<p>イ 平成28年に有権者の年齢要件が18歳以上に引き下げられたことから、若者に対する啓発の重要性はますます増大している。これまでも高等学校での選挙に関する出前授業や投票箱の貸出しなどの啓発活動を行っているが、高校生などの若者を対象とした啓発活動にこれまで以上に積極的に取り組むこと。また、選挙管理委員の意見もよく参考にして、より効果的な啓発活動に取り組むこと。【改善事項】</p>	<p>【措置済】 平成30年 4月26日 平成29年度は、新たな取り組みとして、市内の高校生を対象に、「高校生選挙セミナー」を開催した(市内の高等学校(9校)から高校生32名が参加)。また、上記セミナーの参加者から聴取した若者の視点での選挙に関する意見・考えと、選挙、政治との関わり、投票日までの情報収集の方法等を掲載した「18歳からの選挙ガイド」を作成し、市内の高等学校の3年生を対象に配布をした。 また、若者の選挙啓発活動の促進と、政治参加と選挙への関心を高めることを目的とした学生選挙啓発活動表彰制度を選挙管理委員の意見も取り入れて創設し、平成30年4月26日には、これまで啓発活動で功績のあった「ツナガリ」のメンバー3名の表彰を行った。 これからも、選挙管理委員から意見をいただきながら、四日市選挙啓発学生会「ツナガリ」と連携し、積極的に若者を対象とした啓発活動に取り組むこととしたい。</p>
<p>ウ 選挙管理委員会は「明るい選挙推進協議会」と連携して地区におけるイベントなどにおいて選挙啓発活動を行っているが、その手法などを改めて見直し、より効果的な啓発活動となるよう工夫すること。【改善事項】</p>	<p>【継続努力】 平成30年 5月30日 明るい選挙推進協議会との共同啓発として、これまでの地区イベントの啓発に加え、高等学校の文化祭において選挙啓発活動を行い、若者への選挙参加を呼びかけた。 平成31年の統一地方選挙と参議院議員通常選挙に向けても、「明るい選挙推進協議会」と連携し、引き続き効果的な啓発活動に努めていく。</p> <p>【措置済】 平成30年11月30日 明るい選挙推進協議会との共同啓発として、これまでの地区イベントでの啓発に加え、平成31年2月には、統一地方選挙に向けた機運を高めることを目的に商業施設3店で模擬投票を取り入れた啓発事業の実施をすることとした。 今後も継続して手法の見直しをし、より効果的な啓発活動に努めていく。</p>
<p>(5) 期日前投票所について 平成29年度に開設された南消防署南部分署に新たな期日前投票所を設置しようとしているが、設置に当たっては駐車場の確保や投票者の交通安全に十分に配慮すること。【要望事項】</p>	<p>【措置済】 平成29年10月14日 平成29年10月22日執行の衆議院議員総選挙において、南消防署南部分署に新たな期日前投票所を設置した。 設置に当たっては、分署内の駐車場及び分署の道路対面の南部丘陵公園の駐車場を確保した。また、駐車場の交通整理等のために3人の警備員を配置し、投票者の交通安全確保に努めた。</p>